

「今後の食品リサイクル制度のあり方について」（案）に関する
意見募集の実施結果について

1. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省及び農林水産省ホームページに掲載

(2) 意見提出期間

平成 26 年 7 月 25 日（金）～平成 26 年 8 月 25 日（月）

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又はインターネット（e-gov）

(4) 意見提出先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

2. 意見募集の結果

意見提出数 25 通

整理した意見数 68 件

3. いただいた御意見と御意見に対する考え方

別添のとおり

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
--	--------	----	------------

1. はじめに

2. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を取り巻く状況

(1)発生抑制・再生利用等の必要性

	リサイクルプラントでは、実際に製造過多の商品が仕方なく熱回収に回されている現状もあると聞いており、食品リサイクル法において2Rの取組をより一層の推進をしていくには、小売業や外食産業だけでなく、製造業や消費者を含めたサプライ・消費チェーン全体で廃棄量を減らす努力が必要。	1	御指摘につきましては、3. (2)で発生抑制等の推進上の課題として記述しております。
--	--	---	--

(2)現状

	食品リサイクル法においては、食品関連事業に対して、国が再生利用等実施率の目標等を定め達成するよう求めており、事業者はその目標達成に向け日々努力していますが、食品ロスの数値が推計で正確でないのは取組の更なる推進に対して説得力に欠けることから、早急の実績値を示すべきである。	1	御指摘につきましては、3. (2)②で発生抑制の推進上の課題として記述しております。
--	---	---	--

3. 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等を推進するための課題と具体的施策

(1)再生利用等実施率等のあり方

<p>①再生利用等実施率について</p>	<p>再生利用等実施率は、食品廃棄物の報告年度の総発生量に対する再生利用量の割合で、食品廃棄物量が事業者の努力で削減した場合、再生利用等実施率は低下してしまう。 法の第一の目的が発生抑制であることを考慮すると、「再生利用等実施率の向上」以上に「総発生量の削減」は評価対象にすべきであり、各事業者で、率の改善または量の削減のいずれかを達成すればよいとする等、評価軸の複数化等を検討して欲しい。</p> <p>個々の事業者が定める基準実施率のあり方として、フランチャイズチェーンについては、事業者・法人全体で算定するのではなく、発生源をより明確にするため、売上や売場面積が一定規模以上の個別店舗を対象として算定すべき。</p>	1	<p>法の趣旨に則り、発生抑制についても評価するため、省令において算式を定め、再生利用等の実施率の算定に反映しているところです。また、平成24年4月に暫定的に設定をした食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関して本格展開を行うため、業種の追加等を行い、平成26年4月から、26業種について発生抑制の目標値を設定したところです。</p> <p>食品循環資源の再生利用等を促進していくためには、食品廃棄物等の発生量が少量であるフランチャイズチェーンの各加盟者が、各々で再生利用等に取り組むことは難しいこと、また、廃棄物の処理を含め、事業の運営の多くが本部事業者の指導の下に行われているケースが多いこと等から、一定の要件の満たすフランチャイズチェーンについては、一体として捉えることとしております。御意見は今後の議論の参考とさせていただきます。</p>
<p>②定期報告制度について</p>	<p>都道府県別データについては、ほぼ事業所別データになるので、データの公表、非公表の取扱いは従来通り報告者の希望に基づくものとし、定期報告者の事務負担の軽減を図るための報告内容の合理化、提出先の一元化に取り組んでいただきたい。</p> <p>都道府県ごとの食品廃棄物等の発生抑制・再生利用等の実施状況の集計データを公表する際には、「地域循環圏」の構築を促進する観点からも、食品関連事業者はもとより、広く市民(消費者)からも関心が寄せられるよう、発生抑制・再生利用等の推進状況について、その推移も含め分かり易い形に「見える化」し、効果的な活用が図られることを期待する。</p> <p>都道府県別データの報告により、事業者の負担が大きくなることから、このデータが有効に活用され、市町村等が食品リサイクルに取組まれるようご指導いただきたくともに、都道府県ごとの再生利用等の実績も時系列で公表し、取組状況の比較をしっかりとさせていただきたい。</p> <p>「様式変更」に際しては、事務の効率化の観点から、事業者の意見を聞いて行う」と追記すべきである。</p>	4	<p>事業者の事務負担の軽減を含めた定期報告の様式の変更及び地方自治体との情報共有のあり方については、今後、具体的に検討していく予定としております。</p> <p>御指摘につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。</p> <p>御指摘につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。</p> <p>御指摘を踏まえ、事業者の意見も踏まえながら定期報告の内容の合理化を行う旨記述することといたします。</p>

(2)発生抑制の推進施策のあり方

<p>①発生抑制の目標値について</p>	<p>「発生抑制の目標値」において明確に不可食部として区分できる量は控除を認める。</p>	1	<p>3. (2)①に記載のとおり、実態把握が不十分であり、今の段階では目標値の設定が難しい業種については、まず、可食部及び不可食部の量的把握を行い、方策を検討することと記述しております。</p>
----------------------	---	---	--

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	当方は食品廃棄物等の発生の実態把握を進め、データが揃った段階で目標値を設定するとされている25業種に含まれている当業種については、多様なジャンルが存在し、製造工程もジャンルによって異なるので、目標値の設定は業種の実態を踏まえたものとなるよう配慮願いたい。	1	御指摘のとおり、目標値の設定にあたっては、業種・業態の特性を十分踏まえたものにすべきと考えております。
	発生抑制のための目標値については、業種の実態を踏まえて対応できるようにされたい。	1	同上
	日本において、一人当たりの摂取カロリー量は年々減っていくのにも関わらず、食糧の輸入量(カロリー)は年々増えていくというデータを以前どこかで見て、発生抑制がとても重要であると感じた。しかし、その発生抑制に関する統計がわかりにくいということ、そして食品産業における発生抑制方法に具体性がなくとも残念に思う。	1	食品産業における食品廃棄物等の年間発生量の推移については、農林水産省のホームページにも掲載しておりますので、御参考にしてください。また、食品関連事業者においては、平成26年4月から本格施行された食品廃棄物等の発生抑制の目標値等に基づき、更なる発生抑制の取組に努めることとされているところです。
	同法は平成12年に制定されているが、未だに量的把握ができない業種が24もあることが理解できない。小売業などが目標達成に向け日々努力している一方で、長らく義務の対象外となっている業種があることは正直者が馬鹿を見ることとなり、制度に対する信頼性を失うことになるため、速やかに24業種に対して発生抑制の目標値等を定めていただきたい。	1	3.(2)①に記載のとおり、実態把握が不十分であり、今の段階では目標値の設定が難しい業種については、まず、可食部及び不可食部の量的把握を行い、方策を検討することとしております。

②官民をあげた食品ロス削減の取組について

	いわゆる「三分のルール」等、商慣習の見直しについては、その実効性を見極めながら推進することを歓迎する。慣習とはいえ、それに基づいて業務システム等が組み立てられている場合もあるので、社会的なコストを抑えつつ、継続的に取組を進めるような施策・体制が必要と考える。あわせて、こうした取り組みは、最終的には消費者の理解を得ることが必要であり、事業者・行政が協力して消費者への啓発を行うことも重要と考える。	1	農林水産省の支援している「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」において、今年度も引き続き、商慣習の見直しに向けた検討を行うこととしております。商慣習の見直しには、事業者・行政が協力して消費者への啓発を行うことが重要であると考えております。
	我が組織でも、食品ロス削減の取り組みの一環として「フードバンク」への協力を進めており、効果を上げている。この取り組みを一層促進するために、事故発生時の責任の範囲について法的に明確にすること、商品寄贈について経費として損金算入できるようにすることが有効であると考えており、フードバンク活用を促進するための制度整備を要望する。	1	フードバンク活用における事故発生時の法制度については、今後の議論の参考とさせていただきます。商品寄贈に係る経費の損金算入につきましては、農林水産省のホームページにも掲載しておりますので、御参考にしてください。 (http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank/pdf/foodbankzeisei.pdf)
	昨年度、菓子・飲料を対象として実施された「納品期限見直しパイロットプロジェクト」は、食品ロスの削減に相当の効果を挙げており、今後、更なる対象商品の拡大を希望する。	1	農林水産省の支援している「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」において、今年度も引き続き、商慣習の見直しに向けた検討を行うこととしております。菓子・飲料以外の商品についても、小売店舗における食品ロスが増加しない場合は、納品期限を緩和していく必要があると考えております。
	食品ロスにより発生する環境負荷は、食品や原料農産物そのものの廃棄に伴うもののみならず、原料農産物を収穫するまでに消費された水や排出された二酸化炭素等も含めて評価・試算するとともに、これらをわかりやすく「見える化」していただきたい。	1	御指摘につきましては、今後具体的な検討を行う際の参考とさせていただきます。
	Aの食品製造業者の取組に、賞味期限の年月表示化を明記されたい。力の納品期限の緩和については、取引条件の一つでもあり、相対での交渉によって実現していくことが基本ではあるが、立場の強い小売業等に対して個々の企業が交渉によって依頼していくことには限界もあるので、引き続き行政の積極的な支援をお願いしたい。	2	年月表示化については、御指摘のとおり明記することといたします。 納品期限の緩和については、農林水産省の支援している「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」において、今年度も引き続き、商慣習の見直しに向けた検討を行うこととしております。
	ウの「消費者とのリスクに関する合意を前提としたドギーバッグの導入等の取組」については、消費者との合意のみでは、食中毒等に対する訴訟リスクは軽減されないため、「消費者とのリスクに関する合意と必要な法的整備を前提としたドギーバッグの導入等の取組」と修正すべきである。	1	御指摘につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。
	エの「食品関連事業者等によるフードバンクの積極的な活用」については、11の注にあるとおりであり、「そのための関係省庁、食品事業者、NPO、利用者等による検討の場の設置」と追加すべきである。	1	御指摘につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。

(3)再生利用の促進施策のあり方

①再生利用手法の優先順位について

	肥料化・飼料化の意義については理解するが、地域によって食品リサイクルを行う条件が作られていない等の現状があることから、肥料化・飼料化にこだわらず、他のリサイクル手法(メタン化等)についても積極的に位置づけ、地域や業種に適した食品リサイクルが促進され、全体として食品リサイクル率が向上することを重視すべきと考える。	1	3.(3)②に記載のとおり、ペットフードなど再生利用製品としての利用の可能性、需要の動向、安全性等から判断して適切と判断された場合には、それらを新たに食品リサイクル法の再生利用手法として位置づけることと記述しております。今後は、3.(4)に記載のとおり、地方自治体を含めた関係主体の連携により、再生利用の推進を更に進めていくことと記述しております。
	もともとメタン化は、飼料・肥料化が困難なものについての手法であり、消化液はメタン発酵後の処理液の有効利用であり根本が肥料と違うことから、肥料化とメタン化(消化液を肥料利用する場合に限る)を同じ優先順位にするべきではない。	1	消化液は通常の肥料と製造過程が異なりますが、「モノからモノへ」の再生利用であることから通常の肥料と同等と見なしているところです。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	8行目からの肥料化(メタン化の際に発生する消化液を肥料利用する場合も含む)との記述は優先順位が3番目のはずなのに、強くメタン化を推奨しているように感じる。	2	同上
	処理量に対する発生量の目安や利用先(利用量)等が明確にされていなければ、少量の利用でさえも液肥利用と称し、実質熱回収のため液肥利用とされるおそれがあるため、液肥利用の定義を明確に記載すべきである。	2	メタン化の際に発生する消化液は、できるかぎり多く肥料利用の方が望ましいと考えております。今後の議論の参考とさせていただきます。
	消化液を肥料として農業に活用することは、広大な農地を有する北海道などでない限り、農地の制約上難しい場合があるとともに、冬場は施肥が難しいなど、困難な場合が多いと考える。	1	消化液を肥料利用することは困難な場合もあると思われませんが、地域の実情に応じて可能な範囲で推進していくべきと考えております。
	再生利用の方法ごとにインセンティブ(奨励、表彰等)を設定し、優先順位を踏まえた選択を意欲的に進めるようにすべき。	2	御指摘につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。
②再生利用手法について			
	食品廃棄物を減らすためには、そもそも食品廃棄物を出さないようにするのが一番だと考える。 他方、近年ICTが急速に発展し、大量の情報収集によるビッグデータを活用して業務を革新的に合理化することが可能になりつつある。したがって、食品リサイクル制度においても、生産者、流通業者、消費者等の行動等に関する情報を網羅的に収集し、このビッグデータを活用して必要な量を必要だけ届ける「食品スマートグリッド」の構築を目指すべきである。	1	食品関連事業者における食品ロスを削減する方策として、需要予測の精度向上は大きな課題と考えております。
	炭化製品については、当初はコークス代替品を主用途として想定されており、高温下(400℃以上)で熱処理されるため、塩分の濃縮、エネルギー保持率が低い、高コストのため、燃料としては不向きであると評価されている。 燃料として利用する場合には、安全に取り扱えること、低コストで製造できることが重要で、400℃より低温で炭化処理すれば、塩分濃縮が無く、エネルギー保持率の高い炭化燃料が製造できると推察する。 燃料としてこのような炭化製品が対象となれば、分別できずに飼料や肥料として利用されない食品廃棄物から燃料が製造でき、リサイクル率の大幅な向上が図れると考える。	1	食品リサイクル法に基づく再生利用手法に位置づけられている炭化につきましては、再生利用対象製品に炭化を追加することを検討した際の審議会資料(平成19年9月10日「食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会(第4回)及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会(第9回)合同会合(第4回)」資料2)に示しているとおり、一定の製造工程により製造され、酸素を遮断した状態での過熱による化合物分解により得られるもので、石炭の代替品として想定されるものと考えております。 御意見の中に記された炭化が食品リサイクル法に基づく再生利用手法に位置づけられている炭化に該当するかどうかにつきましては、個別に判断する必要があると考えております。
	食品廃棄物の「炭化」の暗黙的な定義(450℃以上で長時間熱処理)の範囲を拡大することで、低温炭化(150℃～250℃)による燃料化をリサイクル方法として認めることを強く要望する(「炭化」については科学界において厳密な定義があるわけではない)。これにより、飼料化や肥料化が困難で焼却や埋立てられていた食品廃棄物の多くがリサイクルできるようになると考える。	1	同上
	分別の困難性から再生利用等実施率を伸ばすことが困難な外食産業や食品小売業の実施率向上のために、有機物の熱分解をできるだけ抑制した低温度下で熱処理した炭化燃料によるリサイクル率向上対策を提言する。	1	同上
	再生利用の手法のうち飼料化を選択した場合、飼料安全法の「動物由来たん白質を含む食品残さを飼料原料としてはならない」という定めに従わなければならないが、食法においてこの規制を緩和すべき。(業種を限定する、腐敗の防止を前提とする等、飼料の安全性を担保するための諸条件が附則されることも必要。)	2	食品リサイクル法に基づく再生利用として飼料を製造する際にも、飼料の安全性の確保等の観点から、飼料安全法及びこれに基づく通知により定められた基準及び規格に適合させることが必要であると考えております。なお、食品工場の製造工程から発生する動物由来たん白質(牛、めん羊、山羊及びひしかを除く)を含む食品残さについては、牛等以外の家畜用飼料としての利用など、BSEの感染源とならないと認められた利用については、順次、再開されているところであり、こうした運用の見直し等の情報について、周知を図るとともに、関係省庁が連携し、制度の適切な運用に努めるべきものと考えております。
③登録再生利用事業者制度について			
	登録再生利用事業者を安易に増加させるべきではない	2	御指摘につきましては、3.(3)③において、登録再生利用事業者による再生利用事業の適確な実施を確保するため、再生利用事業者の登録に当たってこれまでの再生利用製品の製造・利用の実績を考慮することなど、登録に係る要件を強化することと記述しております。
	不適正なものについては登録の取消し措置を早期に行うべき。	2	御指摘につきましては、3.(3)③において、廃棄物処理法に基づき地方自治体とも連携しつつ、国が登録再生利用事業者に対する報告徴収等をより積極的に実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化することと記述しております。登録再生利用事業者による廃棄物の不適正処理事案が発覚した場合には、地方自治体とも連携しつつ、必要な場合には立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、速やかに対応措置がなされるべきものと考えております。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	廃掃法上の罰則の積極的適用や食品リサイクル法上の罰則強化の検討等組み入れるべき。	2	登録再生利用事業者による廃棄物の不適正処理事案については、一義的には廃棄物処理法に基づき対応措置が行われるべきものと考えますが、国においても、食品リサイクル法に基づき、地方自治体と連携し、必要な場合には食品リサイクル法に基づく立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、速やかに対応措置がなされるべきものと考えております。
	施設の登録や許可を厳格に行うべき。	2	御指摘につきましては、3. (3)③において、再生利用事業者の登録に当たってこれまでの再生利用製品の製造・利用の実績を考慮することなど、登録に係る要件を強化するとともに、廃棄物処理法に基づき地方自治体とも連携しつつ、国が登録再生利用事業者に対する報告徴収等をより積極的に実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消しの措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化する旨記述しております。
	登録再生利用事業者の新規登録及び更新に際しては、書類審査だけでなく、担当官による現場での確認作業を行うべき。また製造された飼料や肥料が確実に農家等によって利用されているかについても同時に現地確認すべき。	2	登録再生利用事業者の新規登録及び更新に際しては、書類審査だけでなく、国の担当官による現場での確認作業を行っており、引き続きこれが実施されるべきものと考えております。また、登録再生利用事業者によって製造された飼料・肥料の販売状況等を含め、国により登録再生利用事業者に対する報告徴収等がより積極的に実施されるべきものと考えております。
④再生利用事業計画(リサイクルループ)認定制度について			
	収集運搬に関しての緩和措置、具体的には再生可能な食品残さについて「廃棄物」ではなく「資源」とみなす制度の改善を要望します。	1	食品廃棄物であって再生利用が可能なものであっても、ぞんざいに扱われれば生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、廃棄物処理法による適切な管理を行うことが必要であると考えております。
	リサイクルループ内のリデュースを徹底させるべき。	2	2. (1)において、「食品廃棄物等の発生抑制を第一に優先し、発生した食品廃棄物等については、資源の有効な利用の確保の観点から再生利用等を行うことが必要」と記述しており、3. (3)においては発生した食品廃棄物等についての再生利用の促進について記述しております。御指摘のとおり、食品リサイクルループを通じて再生利用が可能な食品廃棄物等であっても、まず第一に発生抑制に優先的に取り組むべきと考えております。
⑤再生利用施設の整備の促進について			
	店舗等での食品残さのリサイクルに積極的に取り組んでいるが、食品リサイクル施設が偏在しており、地域によって取り組みたくても取り組みができない。民間事業者への補助制度と並んで、地方公共団体等による食品リサイクル施設の設置についても促進されるような制度の創設を要望する。	1	環境省の「循環型社会形成推進交付金」においては、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を総合的に推進するために市町村が実施する施設整備に対し交付金を交付しており、交付対象施設に食品廃棄物等の資源化施設も含まれます。同交付金を活用して引き続き市町村による食品リサイクル施設の設置について促進されるべきものと考えております。
	「食品流通の川下の再生利用が進んでいない理由として、発生場所の周辺地域における再生利用施設が不足していること等が挙げられている」とされていますが、食品廃棄物等の再生利用等を推進するため、登録再生利用事業者(リサイクラー)の育成が不十分な地域や熱回収のための施設が整備されていない地域において、計画的に施設の整備を推進する具体的な方策を明らかにしていただきたい。	1	「循環型社会形成推進交付金」等も活用した施設整備等を通じて、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等が地域の実情に応じて推進されるものと考えております。
	高効率エネルギー利用を行うメタン化施設に対する交付金の補助率を上げ、取り組みを加速化させるとあるが、FIT制度の利用を前提とした高効率発電は難しいと考える。	1	御指摘につきましては、環境省の「循環型社会形成推進交付金」の交付対象となる市町村の施設について、従来の高効率ごみ発電よりも、さらに先進的な高効率エネルギー利用を行うメタン化施設等について、交付率2分の1の嵩上げ措置を講じたものです。地域特性等に応じた高効率発電が適切に進められるよう、引き続き支援に努めるべきと考えております。
⑥その他			
	ゴミ焼却・発電に於いて「生ゴミ」は発電効率を著しく引き下げる要因とされている。飲食店や食堂等の下流に位置する食品関連事業者や家庭系食品廃棄物に関しては、地方自治体の協力を得て分別するか、米国の様にディスポージャーで粉砕した上で下水道に流すことで、一般ゴミでの発電効率を上げることが出来る。分別が可能であれば、メタン発生方式のバイオマス発電への応用や、下水処理場の汚泥や枯草・落ち葉等と混ぜた上で、堆肥を生成し、耕作放棄地の再生に利用することも可能と考える。	1	御指摘につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。
	食品リサイクル製品承認・普及制度の認証を受けているが、現状は一般消費者のみならず農業関係者や食品関連事業者において当該制度が認識されておらず、まったく普及していない。堆肥化を行う再生利用事業者は登録に際してこの認証を受けることが望ましいと考える。	2	食品リサイクル製品認証・普及制度及びエコフィード認証制度について、引き続き普及啓発していくべきと考えております。

	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
--	--------	----	------------

(4) 地方自治体との連携を通じた食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の取組の促進

	小売業者では、各市町村に立地する店舗から食品循環資源が発生しますが、この資源を有効活用するために新たにリサイクルループ事業を実施しようとした場合、資源は各市町村の区域を超えざるを得ない。現状では、各市町村毎に許可を受けている事業者に運搬を委ねなければならず、実質、リサイクルループ事業を実施することが不可能に近い状況にある。広域認定を認める等の緩和措置を早急に実施していただきたい。	1	御指摘につきましては、3. (4)において、市町村の区域を越えたりリサイクルループ事業での食品循環資源の収集運搬・再生利用が、環境保全を前提に円滑に行われるよう、市町村の定める一般廃棄物処理計画における位置付けを含め、改めて国から周知していくことが必要である旨記述しております。
	食品リサイクル以外の処分方法を適正な料金とすることで、食品リサイクルを推進するという方向性も十分に検討するべき。	2	市町村における廃棄物の処分手数料については、環境保全を前提としつつ、地域の実情に応じて市町村において決定されており、この際には食品廃棄物等の発生抑制、再生利用の促進の観点も踏まえられているものと考えております。
	区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する市町村において、一般廃棄物処理計画に適切に位置付けすることは必要であるが、市町村の関与と連携のあり方を具体的に示さない適切な位置づけがされない。	1	御指摘につきましては、今後、市町村の区域を越えたりリサイクルループ事業の円滑な実施について、国から市町村に対して周知を図る中で具体的な連携のあり方を示していくよう努力すべきと考えております。

(5) 熱回収のあり方について

	塩分や油分が多い食品廃棄物は、再生利用(飼料・肥料・バイオマス原料としての利用)されず、やむを得ず熱回収をしているが、再生利用可能な業者が一定距離に無い、回収熱量が一定以上必要等の条件があり、多くの場合、食品リサイクル法上の熱回収とならない。食品リサイクルの意欲を阻害しないためにも、塩分や油分が多い食品廃棄物についての取り扱いの見直しをお願いしたい。	1	食品リサイクル法においては、食品循環資源からの熱回収について、食品循環資源の排出事業場を中心として半径75km圏内に当該食品循環資源を受け入れることのできる再生利用施設が存在せず、かつ、再生利用手法と同等以上のエネルギー効率で実施する場合について、食品循環資源の再生利用等を行ったものとして、食品関連事業者による再生利用等実施量として算定できることとしているものです。 なお、現行制度においても、食品循環資源の排出事業場の近隣に再生利用施設が存在する場合であっても、食品循環資源の塩分濃度等あらかじめ食品循環資源に備わっている成分により当該近隣の再生利用施設での受入れが不可能であって、現行制度の条件を満たすエネルギー効率での熱回収が行われる場合には、食品関連事業者による再生利用等実施量として算定できることとしています。
	熱回収省令の基準「当該食品循環資源の再生利用が可能な施設が近隣(半径75km圏内)に存在しないこと」の条件を外すべき。また、自社による熱利用を熱回収として認めるべき。	1	食品リサイクル法においては、食品循環資源からの熱回収について、食品循環資源の再生利用等を行ったものとして、食品関連事業者による再生利用等実施量として算定できる場合の条件を定めているものであり、循環型社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を踏まえ、現行制度が適当と考えております。

(6) 学校給食用調理施設、公的機関の食堂、直営の社員食堂等から発生する食品廃棄物等に係る取組

	学校給食用調理施設、公的機関の食堂、直営の社員食堂等から発生する食品廃棄物等に係る取組について、賛成致します。是非、食品関連事業者として位置づけて頂きたいと思っております。仮に食品関連事業者に位置づけないとしても、再生利用の取組推進には、食品リサイクル法による廃棄物処理法の規制緩和が受けられるよう考慮して頂きたいと申し上げます。	1	食品リサイクル法の食品関連事業者に含まれない学校教育等を行う者については「食品リサイクル制度の見直しについて」(平成19年2月食料・農業・農村政策審議会、中央環境審議会意見具申)において「教育や福祉等の一環として食事を提供し、一定規模の食品廃棄物等を継続的に発生させているものの、その実態等を動かし、再生利用等に取り組む必要性は低いと判断されたことから、現行制度においては、食品関連事業者とされていない」ところです。一方、学校給食用調理施設等も、食品廃棄物等を継続的に発生させている主体の一つであり、食品廃棄物等の発生抑制、再生利用の取組を推進することが必要と考えております。 なお、廃棄物は、ぞんざいに扱われれば生活環境保全上の支障を生ずるものであり、不適正処理の防止及び処理責任に応じた適正処理の推進の観点から現行制度が適当と考えております。
--	---	---	--

(7) 家庭系食品廃棄物に係る取組

	食品リサイクル法の対象は、食品関連事業者の排出する食品廃棄物であり、家庭系食品廃棄物ではない。	1	消費者においても、食品リサイクル法第4条に基づき、食品廃棄物等の発生抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならないとされております。
--	---	---	--

(8) 食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の推進を通じた食に関する多様な政策目的への貢献

4. おわりに

	国内で省庁の縦割りを超え、合理的な環境負荷の少ないごみ処理システムの構築に期待する。	1	御指摘につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます。
--	--	---	--------------------------------